

## 土地の課税標準額の算出方法

負担水準=B:前年度の課税標準額/(当該年度の評価額×住宅用地の特例率)

宅地等(農地以外の土地)				
区分	課税標準額 (A)		負担水準	今年度の課税標準額
	固定資産税	都市計画税		
住宅用地 小規模住宅用地	評価額×6分の1	評価額×3分の1	(1) 1.0以上 (2) 1.0未満	(1) A (2) $A \times 0.05 + B$ (上限:A、下限: $A \times 0.2$ )
住宅用地 一般住宅用地	評価額×3分の1	評価額×3分の2	(1) 1.0以上 (2) 1.0未満	(1) A (2) $A \times 0.05 + B$ (上限:A、下限: $A \times 0.2$ )
非住宅用地・雑種地等	評価額	評価額	(1) 0.7超 (2) 0.6以上0.7以下 (3) 0.6未満	(1) $A \times 0.7$ (2) B (3) $A \times 0.05 + B$ (上限: $A \times 0.6$ 、下限: $A \times 0.2$ )
その他の地目	評価額	評価額	(1) 1.0以上 (2) 1.0未満	(1) A (2) $A \times 0.05 + B$ (上限:A、下限: $A \times 0.2$ )

農地				
区分	課税標準額 (A)		負担水準	今年度の課税標準額
	固定資産税	都市計画税		
市街化区域農地	評価額×3分の1	評価額×3分の2	(1) 1.0以上 (2) 1.0未満	(1) A (2) $A \times 0.05 + B$ (上限:A、下限: $A \times 0.2$ )
一般農地	評価額	評価額	(1) 0.9以上 (2) 0.8以上0.9未満 (3) 0.7以上0.8未満 (4) 0.7未満	(1) $B \times 1.025$ (上限:A) (2) $B \times 1.05$ (3) $B \times 1.075$ (4) $B \times 1.10$